

# 生命共済制度

災害保障特約付団体定期保険+商工会議所独自の病気入院見舞金制度

加入限度  
年齢引き上げ  
65歳6ヶ月  
⇒70歳6ヶ月

病気入院見舞金  
支給要件緩和  
1年以上加入が条件  
⇒効力発生日  
より対象



病気入院見舞金を給付  
(会議所独自の給付)

業務上、業務外を問わず  
24時間・365日保障

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧いただき、保障内容・保険金額・掛金等がご自身の意向にあっているか必ずご確認ください。

## 個人情報のお取り扱いについて

北九州商工会議所(以下「本会議所」という。)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄)を当制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社(日本システム収納株式会社)へ提供します。

委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、本会議所、再保険会社および他の保険会社等に提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を、口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

### 一保険金受取人の個人情報のお取り扱いについて

ご指定いただいた保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

### 一委託保険会社における機微(センシティブ)情報のお取り扱いについて

個人情報のうち、保健医療等の機微(センシティブ)情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

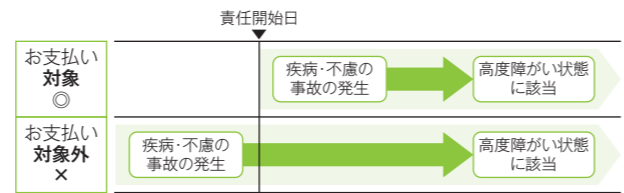
## ご加入・脱退の手続きについて

- ご加入手続きの詳細については委託保険会社または商工会議所におたずねください。
- 被保険者がこの制度から脱退される場合は所定用紙で**脱退月の前々月15日**までに委託保険会社または商工会議所にご連絡ください。脱退日につきましては翌々月の1日となります。

## その他

- この制度の災害保障特約付団体定期保険部分は商工会議所が生命保険会社と締結した「災害保障特約付団体定期保険契約」に基づいて運営されます。したがってお申込みのご契約については委託保険会社の「団体定期保険普通保険約款」および「団体定期保険災害保障特約条項」が適用されます。
- この制度には会議所独自の病気入院見舞金制度があります。
- この制度はその運営を安全かつ円滑にするため内容の一部を変更することがあります。

【6ページ「保険金・給付金をお支払いできない場合について」】②加入日(効力発生日)前の疾病や不慮の事故】イメージ図



※ なお、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

## この制度(災害保障特約付団体定期保険部分)はつぎの生命保険会社に委託しております

### 事務幹事会社

大同生命保険株式会社 521-0786

### 事務副幹事会社

アクサ生命保険株式会社 541-0582

第一生命保険株式会社	541-3281	大樹生命保険株式会社	551-3102
富国生命保険相互会社	551-0412	FWD富士生命保険株式会社	(092)284-0063
日本生命保険相互会社	531-5334	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	521-2268
ジブラルタ生命保険株式会社	512-7500	SOMPOひまわり生命保険株式会社	050-2016-8630
住友生命保険相互会社	531-2883	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	541-1351

※ 上記の委託保険会社は2020年12月現在のものです。委託保険会社は、将来、契約者(北九州商工会議所)の決定により変更される場合があります。(保険期間中でも変更される場合があります)

○ 委託保険会社各社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの割合による保険契約上の責任を連帯することなく負いますので、委託保険会社各社の業務または財産の状況により、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。

○ 委託保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しております。委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の規約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

### ご照会について

【制度に関するご照会】北九州商工会議所 会員・共済課

電話番号:093-541-0182

【当紙面(「契約概要」,「注意喚起情報」)に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 企業保険サービス課 電話番号:06-6447-6226

<受付時間>9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

※この資料は、2020年12月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容に変更することがあります。

# 団体契約による掛金と充実の保障内容で、 これからも経営者・従業員の安心を守ります。

## 1 死亡・障がい・入院を24時間・365日保障

事故死亡・病気死亡だけでなく、不慮の事故による身体の障がい・入院についても24時間・365日、業務上・業務外を問わず保障します。

## 2 商工会議所の独自の病気入院見舞金制度 (会議所独自の制度であり、生命保険ではありません)

効力発生日以降の保険期間中、病気により5日以上入院された場合、商工会議所より見舞金をお支払いします。当見舞金制度は、北九州商工会議所独自の資金によって運営されており、この制度についての掛金はいたっておりません。

※支給申請は、退院日から180日以内に行ってください。(要…入院証明書類の写し等)

## 3 掛金は損金または必要経費として算入可能

※記載の税務取扱は、2020年12月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。[法人税基本通達9-3-5・9-3-6の2、所得税法第37条、76条]

企業の形態	税法上のお取扱い	備考
法人	全額損金算入	福利厚生費(注2)
個人	1. 生命保険料の控除(注1)	被保険者が経営者
	2. 全額必要経費算入	被保険者が従業員(注2)

(注1) 個人事業主および役員・従業員がご自身のために負担した掛金(生計を一にする親族分を含む)は、災害保障特約部分の保険料および本共済制度の制度運営費を除いた金額、または配当金がある場合には、この配当金も差引いた金額が所得税法上、生命保険料控除の対象となります。[所得税法第76条]

(注2) 掛金は役員・従業員の所得税の対象となりません。ただし、事業所が掛金を負担し、役員または部課長その他特定の従業員のみを加入者とし、加入者の遺族が保険金受取人となる場合、その掛金は役員・従業員の所得税の対象となりますのでご注意ください。[所得税基本通達36-31の2]

## 4 手続きは簡単

簡単な手続きでご加入いただけます。(健康状態についての告知が必要です)



## 5 剰余が生じた場合は配当金を還元

団体定期保険部分に関して一年ごとに当団体のみで収支計算を行い、剰余が生じた場合は配当金としてお支払いします。

※配当金は、お支払時期の前年度決算等により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。収支計算の結果、配当金がゼロとなる年度もあります。

## 6 受取りを事業所(事業主)にすることが可能

保険金・給付金の受取りを事業所(事業主)に指定することができ、万が一のときに会社の慶弔規程を補完することができます。

※本制度は掛捨て式の保険です。(団体定期保険部分)

被保険者数 11,427人(2020年12月現在)

# 保障の内容と月額掛金

保障の内容		口数										
保障の範囲		1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口
災害保障特約団体定期保険	1. 死亡保険金 効力発生日以後の保険期間中に死亡したとき	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,100万円
	2. 高度障がい保険金 効力発生日以後の傷害または疾病により、保険期間中に【別表】障がい給付割合表第1級に該当したとき											
	3. 災害保険金 効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から、180日以内の保険期間中に死亡したとき	死亡保険金に加算される額										
	4. 障がい給付金 効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から、180日以内の保険期間中に【別表】障がい給付割合表第1級～第6級に該当したとき	程度により										
	5. 入院給付金 効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から、180日以内の保険期間中に、5日間以上入院したとき(同一の不慮の事故につき入院日数120日限度)	1日につき										
会議所の制度	病気入院見舞金 効力発生日以降の保険期間中、病気により5日以上入院したとき	1入院・1疾病につき										
		5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円	55,000円

## 月額掛金 [年齢別および性別により下記のとおりです] (単位:円)

年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口
15歳～35歳	男性	324	648	972	1,296	1,620	1,944	2,268	2,592	2,916	3,240	3,564
	女性	283	565	848	1,130	1,413	1,695	1,978	2,260	2,543	2,825	3,108
36歳～40歳	男性	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	3,850
	女性	324	647	971	1,294	1,618	1,941	2,265	2,588	2,912	3,235	3,559
41歳～45歳	男性	393	786	1,179	1,572	1,965	2,358	2,751	3,144	3,537	3,930	4,323
	女性	347	693	1,040	1,386	1,733	2,079	2,426	2,772	3,119	3,465	3,812
46歳～50歳	男性	464	928	1,392	1,856	2,320	2,784	3,248	3,712	4,176	4,640	5,104
	女性	399	797	1,196	1,594	1,993	2,391	2,790	3,188	3,587	3,985	4,384
51歳～55歳	男性	571	1,142	1,713	2,284	2,855	3,426	3,997	4,568	5,139	5,710	6,281
	女性	461	921	1,382	1,842	2,303	2,763	3,224	3,684	4,145	4,605	5,066
56歳～60歳	男性	723	1,446	2,169	2,892	3,615	4,338	5,061	5,784	6,507	7,230	7,953
	女性	525	1,049	1,574	2,098	2,623	3,147	3,672	4,196	4,721	5,245	5,770
61歳～65歳	男性	985	1,970	2,955	3,940	4,925						
	女性	624	1,247	1,871	2,494	3,118						
66歳～70歳	男性	1,350	2,700	4,050	5,400	6,750						
	女性	764	1,527	2,291	3,054	3,818						

## 更新継続のみ (単位:円)

年齢	性別	1口	2口	3口
71歳	男性	1,696	3,392	5,088
	女性	941	1,881	2,822
72歳	男性	1,852	3,704	5,556
	女性	1,023	2,045	3,068
73歳	男性	2,033	4,066	6,099
	女性	1,119	2,237	3,356

年齢	性別	1口	2口	3口
74歳	男性	2,243	4,486	6,729
	女性	1,225	2,449	3,674
75歳	男性	2,491	4,982	7,473
	女性	1,340	2,679	4,019

【ご注意】  
※「効力発生日」「保険期間」はP.3の各項目をご参照ください。 ※入院給付金は日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院された場合に限りです。  
※保険期間中に効力発生日以後に発病した所定の感染症により死亡された場合は死亡保険金プラス災害保険金をお支払いします。  
※同一の不慮の事故による災害保険金と障がい給付金は重複してお支払いしません。  
※「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で委託保険会社の定めるものをいいます。 ※「所定の感染症」とは、次の感染症で委託保険会社の定めるものをいいます。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱、マールブルグ(Marburg)ウイルス病、エボラ(Ebola)ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群(SARS)(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。)

注: 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める 新型コロナウイルス感染症を含めます。  
※「病気入院見舞金」は、当商工会議所が独自に運営する制度であり、生命保険ではありません。被保険者同一人に対し、異なる疾病等による別入院であっても、年間(5月～翌4月)1回までのお支払いとさせていただきます。なお、同一疾病について、一度お支払いしたもののについては次年度以降も対象外となります。  
※ご加入はお1人につき11口以下(61歳～70歳は5口以下)とします。(超過部分は無効です)

※更新日現在60歳6ヵ月を超える方は5口を限度とし、70歳6ヵ月を超える方は3口を限度として自動減口処理となります。  
※上記掛金は概算です(当団体の被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合を表示しています)。掛金は保険年度開始後3ヶ月以内に確定し、変更が生じた場合は第1回目掛金にさかのぼって精算します。

※保険期間終了後、継続更新する場合の掛金は、更新時の保険料率および当団体の保険金総額等に基づいて算出しますので、変更となる場合があります。  
※掛金には生命保険料のほか病気死亡保険金100万円につき152円の制度運営費が含まれています。  
※掛金は加入時・更新時の年齢に応じて上記のとおりとなります。年齢は満年で計算し1年未満の端数については、6ヵ月を超えるものは切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。

# ご加入に際してご説明します

## 加入資格および条件

北九州商工会議所会員事業所(特定商工業者を含む)事業主および役員・従業員で14歳6か月超70歳6か月以下の方。更新される場合、更新日時点で75歳6か月以下の方は次回更新日まで継続しただけ、75歳6か月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。

新規加入・増額更新ともに60歳6か月超70歳6か月以下の方は5口(死亡保険金500万円)、更新は70歳6か月超75歳6か月以下の方は3口(死亡保険金300万円)を限度とします。

※過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬をうけたことのある方は、その程度により加入できない場合があります。  
(注)特に危険な職種に従事する事業所に対しては加入を制限することがあります。

※「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社が承諾しない場合はご加入になれません。

※当所を脱会されたり会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、脱退いただくこととなります。

## 保険期間

保険期間は、2021年5月1日から2022年4月末日までの1年間です。年度途中でご加入された方の保険期間は、加入日(効力発生日)から年度末(2022年4月末日)までです。

なお、脱退の申し出のない限り、毎年自動的に更新継続をいたします。

※毎年更新時に被保険者数が所定の数に満たない場合、または加入率等所定の要件を充足していない場合、当制度の更新ができないことがあります。

## 効力発生日(責任開始日)

毎月15日までにお申込みのあった分については翌月22日に第1回掛金を預金口座より振替します。振替のできた契約につき振替日の翌月1日から効力が発生します。

(例)1月15日 締切分 → 2月22日 掛金振替 → 3月1日 効力発生

## 被保険者の同意確認(団体定期保険加入・増額・減額時)

加入・増額・減額時には、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要ですので、お申込みの際には、被保険者の記名・捺印のある各種申込書をご提出いただけます。

## 掛金のお払込み

この制度の掛金はすべて取扱金融機関の預金口座より自動的に毎月振替させていただきます。(口座振替事務は日本システム収納(株)に委託しております。)

※初回掛金の振替ができなかった場合、翌月2か月分の振替をいたします。2か月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。

※ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月2か月分の振替をいたします。2か月連続して振替ができなかった場合は、さかのぼって効力がなくなります。

## 被保険者証の発行

被保険者に対しては団体定期保険被保険者証を発行いたします。

## 保険金等の請求

被保険者が死亡・高度障がい状態となられたとき、または不慮の事故により所定の障がい状態となられたときや入院されたときは、担当生命保険会社または商工会議所へ連絡してください。

団体定期保険部分の保険金等の請求時には、次の方が請求内容について了知(支払請求書への署名・捺印)していることが必要です。

※死亡保険金・災害保険金の場合、次の①～④のうち最先順位の方

- ①配偶者
- ②生計を一にされていた子・父母・孫・祖父母の順
- ③生計を一にしている子・父母・孫・祖父母の順
- ④兄弟姉妹(生計を一にしている方が優先)

※労働基準法施行規則第42条および第43条に定める遺族補償を受けるべき者

## ご注意ください!!

次のような場合には免責または解除となり保険金または給付金をお支払いできない場合がありますのでお申込みの際に特にご注意ください。

### 死亡保険金または高度障がい保険金のお支払いができない場合

- 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- 被保険者の故意により高度障がい状態となったとき
- 契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させ、または高度障がい状態にさせたとき
- 戦争その他の変乱により被保険者が死亡し、または高度障がい状態となったとき
- 加入申込みの際、故意または重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり不実の記載をしたとき

### 災害保険金、障がい給付金、入院給付金のお支払いができない場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転中または酒気帯び運転(これに相当する運転を含む)中に生じた事故によるとき
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

※増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読替えてください。

### 【詐欺取消、不法取得目的による無効または重大事由による解除】

次の場合には保険契約自体が取消、無効または解除となり保険金等をお支払いできません。

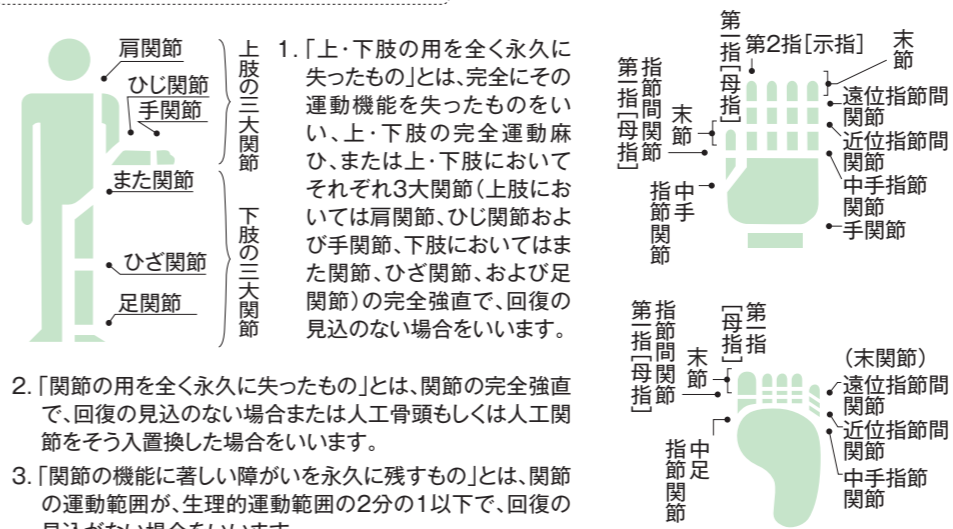
- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に詐欺行為があった場合
- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合
- ・保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等

## 【別表】

## 障がい給付金給付割合表

等級	身体障がい	災害保険金に対する給付割合
第1級 [高度障がい]	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

### 身体部位の名称などは、次のとおりとなります



1. 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節、および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
2. 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう置換した場合をいいます。
3. 「関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で、回復の見込のない場合をいいます。

1. 手指の障がいについては、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障がいにつきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
2. 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
1. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
2. 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

- この制度のすべての給付金は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われますが、本表以外の障がい状態等については給付はありません。
- 障がい給付金は同一事故について災害保険金を限度とし、かつ同一保険期間について災害保険金を限度とします。また、災害保険金お支払いの際は同一事故に関してすでにお支払いした障がい給付金があるときは差引きます。

# 団体定期保険 契約概要

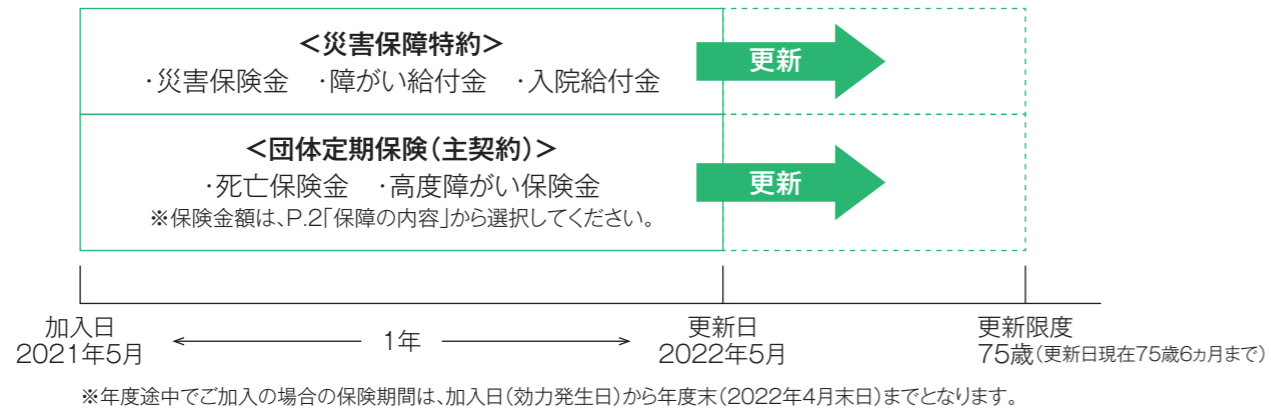
この「団体定期保険 契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。当紙面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等については本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

## 商品名称

災害保障特約付団体定期保険

## この商品の特長について

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



### お引受けの条件について

加入資格、選択可能な保険金額ランク、付加される特約の有無および更新可能年齢・更新時の年齢による保険金額制限(自動減額等)などにつきましては契約者(団体)ごとの制度内容により異なります。詳しくは必ず本資料の該当箇所をご確認ください。

## 保険金や給付金が支払われる場合について

保険金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。

- 保険期間中に、死亡された場合
- 加入日(効力発生日)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障がい状態になった場合

※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

高度障がい保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障がい保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

※付加される各種特約については、[P.2「保障の内容」](#)および[P.5「この商品の特長について」](#)をご確認ください。

## 掛金について

掛金は、毎年の更新時に加入者の加入状況・年齢・保険金総額等に基づき、契約(団体)ごとに算出し変更します。よって、掛金が増えることがあります。また、お支払方法、お支払経路等も契約(団体)ごとに異なります。詳しくは必ず[P.2「月額掛金」](#)および[P.3「掛金のお払込み」](#)をご確認ください。

## 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合は配当金をお支払いします。収支計算の結果、配当金が0となる年度もあります。

## 制度からの脱退について

制度から脱退すると、保障等がなくなります。また、掛金をお払込みいただいた期間中は保険契約上の責任を負います。なお、この商品には、脱退による払戻金はありません。

## 死亡保険金受取人について

個別に指定された方が受取人となります。詳細は、加入申込書でご確認ください。

※本人の死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、団体へのお申し出により変更することができます。

## 委託保険会社について

委託保険会社については、最終ページ記載の「委託保険会社」をご確認ください。

# 団体定期保険 注意喚起情報

この「団体定期保険 注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

## 告知に関する重要事項

正しく告知いただくために重要な事項を記載しておりますので、告知していただく前に必ずご確認ください。内容ご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。

### 1. 健康状態について、ありのままを告知してください。(告知義務)

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人が告知をしていただく義務があります。告知は公正な生命保険の引受判断のための重要な事項ですので、ご加入のお申込みにあたっては、「加入申込書」および「告知書」で当社がおたずねすることについて事実を正確にもれなく記入(告知)してください。

### 2. 生命保険会社の職員や契約者の職員へお話しいただいても告知したことはありません。

生命保険募集人(代理店を含む)や契約者(団体)の職員等は告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

### 3. 傷病歴等がある場合でも、すべてのご加入をお断りするものではありません。

現在および過去の健康状態によっては、ご契約者間、またはご加入者間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることもございますが、傷病歴があったとしても、現在の健康状態によってはご加入をお引受できる場合がございます。

### 4. 告知義務に違反された場合、ご契約の全部または一部を解除させていただきます。保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

「加入申込書」および「告知書」記載のことからについて、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金・給付金が支払われない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消となる場合があります。この場合、すでにお払込みいただいた掛金はお返しいたしません。)

## 加入資格について

この保険は、団体の所属員であるなどの所定の加入資格を満たしている方以外の方はご加入できません。また、ご加入後に団体を脱退されたり会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合は、ご加入は継続できません。加入資格の詳細につきましては、3ページ「加入資格および条件」を必ずご確認ください。

## ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申し込みにはクーリング・オフの適用がございません。

## ご契約の責任開始期について

ご提出された「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社にご加入を承諾した場合に、委託保険会社は所定の「加入日(効力発生日)」からご契約上の責任を負います。具体的な「加入日(効力発生日)」につきましては、3ページ「効力発生日(責任開始日)」を必ずご確認ください。生命保険募集人(代理店を含む)には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

## 保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- ① 免責事由(死亡・高度障がい保険金の場合)
  - 加入日(効力発生日)以後または復活日以後から1年以内における被保険者の自殺
  - 契約者、保険金受取人の故意
  - 戦争その他の変乱
- ② 加入日(効力発生日)前の疾病や不慮の事故【最終ページ(裏表紙)を参照】
  - 加入日(効力発生日)前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ③ 告知義務違反
  - 契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合
- ④ 詐欺取消・不法取得目的による無効
  - 契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消された場合、または契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があって、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合
- ⑤ 重大事由解除
  - 契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取る目的で事故招致をしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

## 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 保険金・給付金等の支払いに関する手続き等の留意事項

保険金・給付金などのご請求は、契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本資料・委託保険会社のホームページ等にも記載しておりますので、併せてご連絡ください。(大同生命保険株式会社ホームページアドレス: <https://www.daido-life.co.jp/>)

## 複数の保険金・給付金等の支払事由に該当する可能性について

保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

## 脱退による払戻金について

この商品には、脱退による払戻金はありません。

## 生命保険契約者保護機構について

委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【お問合せ先】 生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 個人情報のお取扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客さまの個人情報をお取扱いいたします。ご加入の際には、個人情報のお取扱いの詳細について、最終ページ「個人情報のお取扱いについて」を必ずご確認ください。同意のうえお申込みください。

## ご照会について

【制度に関するご照会】  
表紙に記載の契約者(団体)の「お問合せ先」をご確認ください。

【当紙面(「契約概要」)、「注意喚起情報」に関するご要望・苦情等】  
大同生命保険株式会社 企業保険サードデスク 電話番号: 06-6447-6226  
<受付時間> 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)